

第 4 1 9 回埼玉県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催場所	埼玉会館 6 B 会議室	担当書記	岡部 貴文
会議日数	自 令和 5 年 5 月 1 2 日 (金) 1 日間 至 令和 5 年 5 月 1 2 日 (金)		
出席者数	委員定数 1 3 名中出席者 8 名		
出席委員	岡本 信明	坂本 均	松本 泉
	田中深貴男	大関 早孝	矢野 雅
欠席委員	島田 敬万	田中喜久雄	岡田 信義
	大久保香里		
県出席者	農林部副部長	竹詰 一	生産振興課長
	担当副課長	九十九 和彦	担当主幹
	主任専門員	梅沢 一弘	担当主任
	技師	小山 知洋	
	水産研究所長	青木 伯生	専門研究員
事務局	生産振興課長	今西 典子	担当副課長
署名委員	会 長.....		
	委 員.....		
	委 員.....		

会議に付した議案並びに審議結果

審 議

議案番号	件 名	結 果
1	埼玉県の内水面漁場計画について	承認
2	栃木県の内水面漁場計画について	承認
3	令和5年度目標増殖量について	承認

協 議

議案番号	件 名	結 果
	なし	—

報 告

報告番号	件 名	結 果
1	令和5年度の水産施策の概要について	—
2	内水面県の増殖手法について	—
3	日本一早いアユの解禁について	—

発 言 者	発 言 内 容
司 会	<p>第419回埼玉県内水面漁場管理委員会を開催します。</p> <p>本日は13名中8名の委員に御出席をいただいております。総数13名の過半数を満たしていることから委員会事務規程第6条の規定により本委員会は成立することを御報告いたします。</p> <p>開会に当たり、会長、御挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>第419回内水面漁場管理委員会の開催にあたり一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、公務御多忙の中、農林部副部長にも御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>今年は、気温の高い日が多く川の水温も上がっており、コイやフナ、オイカワなど、魚の産卵も早かったのではないかと思います。</p> <p>さて、本年もアユの解禁の時期が近づいてまいりました。秩父市内の荒川では、4月29日に、日本一早いアユ釣りの解禁が行われ、県内外から多くの釣り人が集まったようです。6月には、多くの川でアユ釣りが解禁され本格的な釣りシーズンが始まります。釣り人だけでなく、多くの方が川に訪れ、水辺を楽しんでいただきたいと思います。</p> <p>本日の委員会では、埼玉県と栃木県から諮問を受けました内水面漁場計画への意見の取りまとめと、今年度の目標増殖量について、御審議をいただきます。委員の皆様には、忌憚のない御意見をいただき、有意義な議論が進められるよう、よろしくをお願いします。</p> <p>御参会の皆様には、健康には十分御留意され、お元気でお過ごしくたさいますよう祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、農林部副部長より挨拶を申し上げます。</p>
農 林 副 部 長	<p>第419回内水面漁場管理委員会の開催にあたり、御挨拶申し上げます。</p> <p>岡本会長を始め委員の皆様方におかれましては、日頃から本県水産行政の推進に御協力を賜りまして、心から感謝申し上げます。</p> <p>さて、今年の冬は雨が少なく川の水が少ないと心配されていましたが、溪流の解禁も無事に迎えることができ、またゴールデンウィークには、多くの釣り人でにぎわったと聞いております。</p>

	<p>新型コロナウイルス感染症の位置づけが5月8日から2類から5類に移行されたことに伴い、さらに釣り人で賑わうことが期待されております。</p> <p>県では令和7年に秩父ミュージックパークで第75回全国植樹祭の開催を予定しております。全国植樹祭は森林・みどりに対する理解を深めるため、天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、毎年開催される国土復活運動の中心的行事でございますが、先ごろ大会のテーマが「人、森、川 つなげ未来へ 彩の国」と決まったところです。</p> <p>このテーマには、人が森を育み、森から流れ出る川により、人々の生活が潤され、その営みを未来につないでいこうという思いが込められています。豊かな森が魚影豊かな川をはぐくみ、県民の皆様が身近なレジャーである釣りを楽しむという河川漁業の振興と深くつながるテーマであると考えております。</p> <p>県では、今年度も魚影豊かな川づくり推進支援事業を実施し、魚の棲む豊かな水辺の創出を目指してまいります。</p> <p>本日の委員会では、先ほどの公聴会を踏まえまして、昨年度から委員の皆様へ検討いただいている内水面漁場計画の樹立に関して、御意見をいただく予定でございます。</p> <p>漁業者と遊漁者の双方が河川を有効活用できるより良い免許となるよう、大所、高所からのご意見をいただくとともに、今後とも本県水産業の振興に御支援を賜りますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、これより会議を開始します。本日は、会議の傍聴人はいません。</p> <p>はじめに、議事録署名人を指名します。委員会事務規程第11条で、会長が指名することになっておりますので、坂本委員と田中（深）委員を指名します。書記は事務局にお願いします。</p> <p>なお、発言された内容は議事録に記載され、県ホームページで公開となりますので御了承願います。</p> <p>次第に基づきまして、進めさせていただきます。</p> <p>それでは審議事項第1号議案の「埼玉県の内水面漁場計画について」、事務局から説明してください。</p>
事 務 局	<p>第1号議案についてご説明いたします。</p> <p>内水面漁場計画の策定にあたっては、漁業法第64条において、「県知事</p>

は内水面漁場計画を定めるときは、漁場管理委員会の意見を聴くこと、そして、知事から意見を求められた漁場管理委員会は公聴会を開催し、利害関係人の意見を聴いた上で、委員会としての意見を述べること」とされています。

利害関係人の意見を聴くために開催しました公聴会では公述人がいませんでしたので、これを踏まえまして、漁場計画について御審議いただき、意見をまとめて下さるようお願いいたします。

まず、ため池などで養殖を行う第二種区画漁業権の漁場計画の概要です。美里町の摩訶沼と古沼の2カ所で、いずれもコイの養殖業を行うものです。漁業の時期は、1月1日から12月31日までと通年です。

免許予定日は令和6年1月1日で、申請期間は8月21日から10月2日まで、存続期間は令和10年12月31日までの5年間です。

次に、第五種共同漁業権の概要です。

漁場計画では、水系や漁業の種類により、9の漁場を設定しました。表の左から、公示番号、漁業の名称、漁業の時期、漁場の位置、漁場の区域となっています。

まず、荒川水系の中・上流部を漁場とする、共第1号漁場では、漁業の名称いわゆる漁業権魚種を、アユ、マス類などの10魚種とします。漁業の時期はいずれの漁場も1月1日から12月31日までの1年間です。漁場の位置は、漁場の区域で示した川などが流れる市町村を記載しています。漁場の区域は荒川、中津川などが漁業権を設定する水面となります。

共第1号は現行免許と変更はありません。

次に荒川水系の中・下流を漁場とする、共第2号です。ここでは、アユ、ウグイなど9魚種を漁業権魚種とします。現行免許との変更点は、漁場の区域に、柳瀬川の東京都部分と芝川第一調節池が新たに加わります。

入間川水系の共第3号では、アユ、マス類など11魚種が漁業権魚種となります。

小山川水系を漁場とする共第4号では、間瀬川でヤマメの生息が確認され、小山川が増殖に適していることから、新たにます類を加えて、9魚種となります。それ以外の変更はありません。

県東部の利根川水系を漁場とする共第5号では、オイカワ、コイ、フナなど河川の下流部に棲む魚を中心に7魚種を漁業権魚種とします。現行の免許と変更はありません。

新設の共第6号ではコイ、フナ、ナマズの3魚種を漁業権魚種として、渡良瀬川が漁場の区域となります。

	<p>次に、東京都との境になる共第7号では、アユ、マス類など7魚種に資源量の多いカジカを加えて8魚種とします。</p> <p>同じく東京都との境となる荒川下流の共第8号ではコイ、フナなど4魚種が漁業権魚種となります。漁業の区域は荒川で、現行免許と変更はありません。</p> <p>最後に利根川、神流川、烏川等を漁場とする共第9号では、ワカサギを除き漁業権魚種はアユ、マス類など9魚種となります。それ以外の変更はありません。</p> <p>免許予定日は令和6年の1月1日、申請期間は、令和5年8月21日から10月2日まで、存続期間は、令和15年12月31日までの10年間で、免許に制限及び条件はありません。</p> <p>総括すると、155の一級河川と265の市町村の沢や河川、54の用水路や池沼に漁業権を設定する計画です。</p> <p>説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>第二種区間漁業として、摩訶沼と古沼の二か所でコイ養殖を設定し、第五種共同漁業として、共第1号から第9号までの漁業権を設定する計画です。特に共第6号については、新規の漁場に漁業権を設定するものです。</p> <p>なお、本議題については、公聴会において利害関係者の意見を聞いた後、委員会で審議し、答申することとしておりましたが、先ほどの公聴会において意見の申出はありませんでした。委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>資料の漁場図をみると武蔵水路が漁業権漁場に入っているように見えますが、武蔵水路にも漁業権を設定するのでしょうか。ここは非常に流速が速く、魚が釣れないと思います。</p>
事 務 局	<p>武蔵水路には漁業権を設定しません。漁場図が誤りであるため修正いたします。</p>
議 長	<p>事務局で修正をお願いします。その他にありますか。なければ、本件に対する委員会の意見は無しとします。</p>
議 長	<p>続きまして、審議事項第2号議案の「栃木県の内水面漁場計画について」、事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>第2号議案について御説明いたします。</p> <p>栃木県知事から当委員会あてに「第5種共同漁業権に係る漁場計画について」諮問がありました。栃木県が定める漁場計画の一部が、埼玉県内の河川にかかるため、漁業法に基づき意見が求められたものです。</p> <p>栃木県の内共第16号は渡良瀬川下流部を漁場としており、渡良瀬遊水地内の谷中湖の一部が埼玉県の区域です。</p> <p>漁場計画の概要としては、漁業の名称が「さくらます・やまめ漁業、にじます漁業いわな漁業、わかさぎ漁業、あゆ漁業」などの13魚種です。漁業の時期は1月1日から12月31日までの1年間です。</p> <p>埼玉県の漁場の位置は加須市となります。</p> <p>漁場の区域は渡良瀬川とその支流及び渡良瀬遊水地となります。</p> <p>存続期間は令和6年1月1日から10年間で関係漁協は栃木県の下都賀漁業協同組合で本県の漁協はありません。</p> <p>説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>この議題についても、公聴会において利害関係者の意見を聞いた後、委員会で審議し、答申することとしておりましたが、先ほどの公聴会において意見の申出はありませんでした。委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> <p>御意見がないようなので、本件に対する委員会の意見は無しとします。</p>
議長	<p>続きまして、審議事項第3号議案の「令和5年度目標増殖量について」、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>第3号議案について御説明いたします。</p> <p>内水面は、海に比べて資源が限られ増殖をしなければ資源が枯渇する恐れがあるため、漁業法第168条で「当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない」、つまり、漁業権の免許を受けた者は必ず増殖しなければならないという増殖義務が課せられています。</p> <p>このため、漁業権魚種の増殖が円滑に行われるように、増殖方法・増殖規模を示した増殖指針を作成しています。</p> <p>現行の免許切替にあたり策定した増殖指針では、「内水面漁場管理委員会は、指針で示した増殖量と漁業の情勢を加味して、毎年度、目標増殖量等を示す」こととなっているため、今回、令和5年度目標増殖量の設定をご審議いただくものです。</p>

	<p>増殖指針で示した増殖量では、埼玉県内を8つの区域分けをし、共第1号から8号まで、それぞれの魚種ごとに放流量を示しています。なお、KHVの関係で放流できないコイは産卵床を造成して増殖します。</p> <p>令和5年度の目標増殖量（案）の策定に当たっては、先ほどの増殖指針による増殖量と、漁業権者である各漁業協同組合が漁獲量等を勘案して作成した令和5年度の放流計画を基に作成しています。複数の漁業権者が漁場を管理しているため、増殖を分担して目標増殖量に達するようにしています。</p> <p>すべての漁業権漁場において、すべての漁業権魚種を増殖することとしており、目標増殖量では増殖指針を若干下回る漁場もございますが、放流に代えて産卵床を設置するなど、県合計としては増殖指針に示す増殖量以上の計画となっています。</p> <p>なお、令和4年度の増殖実績では、マス類の卵放流については、一部を成魚放流に振り分けたこと、ウナギについては、近年の資源量減少に伴い、放流用種苗の入手が難しいことや、ワカサギについては、種苗購入先である諏訪湖の不漁により目標増殖量に達しませんでした。</p> <p>厳しい状況が続いておりますが、漁協に対しましては、目標増殖量が達成できるよう、水産研究所や県漁連と連携して、増殖方法の指導や、種苗購入先の調整などを行ってまいります。</p> <p>説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>本議案の増殖魚種と、審議事項1で審議をした漁場計画の魚種が一致しないのはなぜでしょうか。</p>
事 務 局	<p>令和5年度の目標増殖量は、平成26年に免許した漁業権の内容に基づきます。先ほど御審議いただいた漁場計画は、令和6年に免許される漁業権の内容です。令和6年からの免許では、第6号漁場が新漁場として加わっているため、以降の漁場の番号が1つずつずれるため、魚種が一致しません。</p> <p>免許の切り替えの時期であるため、今後はわかりやすい資料を整えたいと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。増殖指針の前に、策定した年を記載するとわかりやすいと思います。</p> <p>他に御意見、御質問があればお願いします。</p>
委 員	<p>漁業権は令和6年1月1日に開始で、目標増殖量は年度ごとで4月1日</p>

	<p>から開始という認識でよろしいですか。</p> <p>令和5年度増殖量の実績は、新旧の漁業権にまたがる期間になりますが、どのように整理するのでしょうか。</p>
事務局	<p>各漁協で事業年度が異なっており、原則は各漁協の事業年度に合わせているところです。来年度に示す増殖量は、新たに免許をした漁業権の内容で諮っていただきたいと思います。</p>
委員	<p>令和5年度の目標増殖量を5月に委員会で審議して、間に合っているのでしょうか。</p>
議長	<p>5月までに放流している魚はいないのかという質問ですね。増殖量は今年度の放流量を示しつつ、でも早いものはすでに放流を進めているような形なのでしょうね。</p> <p>他にありますか。</p>
委員	<p>令和4年度の増殖実績では、共第3号のアユに放流量は2098 kgですが、令和5年度の目標増殖量は945 kgということで半分以下になっています。どうしてこうなったのですか。</p>
事務局	<p>目標増殖量は、基本的には漁業協同組合の増殖計画を元に作成しています。令和4年度、共第3号のアユの増殖は、目標に対して増殖実績が非常に多いものでした。</p> <p>共第3号は、主に入間漁業協同組合の漁場で、入間漁協の管内では、アユイングというアユのルアーを使った釣り方が人気があります。令和4年度はそこに対して、入間漁協さんが積極的に放流に取り組んだ結果と思います。ただし、令和5度の放流計画としては慎重に捉えたのかなと思っております。</p>
委員	<p>入間漁協の増殖計画では、アユの放流量は令和4年度も5年度も同じにしています。令和4年度の実績が多いのは、令和4年度は外部の団体が増殖を支援してくださったことも背景にあります。</p>
委員	<p>令和5年度も同じくらい放流してもらいたいですね。</p>
議長	<p>目標増殖量で増殖の基準を定めますが、可能であればそれより多い量をどんどん放流していくといいですね。</p> <p>他にありますか。</p>

委 員	令和4年度の共第3号のアユの放流用は約2tですが、河川的环境に対して多すぎる量を放流しているような感覚はないでしょうか。例えば、魚の量に対して、河川のエサが少ないなど懸念はありますか。
委 員	入間川の範囲は非常に広く、そのなかで全体に放流しているので、多すぎるという心配はしていません。
委 員	増殖指針では、県内全体でウグイの放流が210kgで産卵床が15か所となっていますが、今年度の目標増殖量は、放流166kgで産卵床33か所となっています。これは放流量を産卵床の造成に振り向けたという解釈でよいでしょうか。
事 務 局	委員のおっしゃるとおりです。ウグイの放流種苗を生産している養殖業者が少なく入手しづらいということと、元々その河川にいるウグイを増殖することで生物多様性の維持を図るため、産卵床に寄せているところです。
委 員	以前に県内で放流しているフナ類の内訳は、大部分がヘラブナであるとお聞きしました。ギンブナの種苗生産は難しいとのことでしたが、漁協からはギンブナをもっと放流したいといった意見はあるのでしょうか。 それから、水産研究所でギンブナの種苗生産をされていますが、養殖生産者の方に技術提供、普及していく見通しはありますか。
事 務 局	ギンブナが欲しいという漁協は多いです。水産研究所で令和4年度300kg稚魚を生産して、日本釣振興会の事業を通して、入間川などに放流しているところです。 基本的には金魚やコイの生産方法と変わらないので、種苗生産を確立すれば養殖は可能ですが、販売単価が高くなるとやってみたいという生産者は現れないと思います。金魚の小赤くらいの販売価格でないと、ギンブナ生産の普及は難しいのではないかと思います。
委 員	ヘラブナはどこから買っているのですか。
事 務 局	関西方面から買っています。
議 長	ありがとうございます。その他にございますか。
委 員	現在漁協が放流する魚の金額が3割くらい上がっています。光熱費、特

	<p>に電気代も大幅に上がっていて、それを踏まえた増殖計画を作成していますが、令和5年度の目標増殖量は、漁協が放流できる最大限の増殖案だと思っています。できるだけこの目標増殖量をクリアしたいと考えておりますが、魚の価格が大幅に上がっている中で、遊漁料は据え置きのまま頑張っているという現状ですので、御理解をいただけたらと思います。</p>
議 長	<p>他に御意見はありますか。</p> <p>令和4年度目標増殖量の資料も加えていただけると、増殖実績を比較できてわかりやすいと思いますので、事務局で検討してください。</p> <p>他に御意見がないようでしたら、第3号議案を承認といたします。</p>
議 長	<p>続きまして報告事項の(1)「令和5年度の水産施策の概要について」事務局からお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告事項の(1)「令和5年度の水産施策の概要について」御説明申し上げます。</p> <p>水産業振興総合対策事業は継続事業です。このうち1の水産業振興対策事業は水産行政の基礎的な事務を行うものです。2の持続的養殖推進対策事業は、持続的養殖生産確保法に基づく事務費で、水産研究所が行う魚病対策を行うものです。3の漁場管理委員会運営事業は、本委員会の運営を行うものです。</p> <p>水産業活性化対策事業は継続事業です。このうち1の漁場活性化対策事業は、遊漁者の動向実態調査と漁業協同組合の体制整備強化を図るものです。2のバス駆除等技術スキルアップ推進事業は、昨年度同様、生態系に影響を及ぼしているバスの産卵床を破壊する実演と講習会の開催と、今年はそのに加え、魚類資源の増殖のために、コイやフナの産卵床を造成する講習会を開催するものです。</p> <p>魚影豊かな川づくり推進支援事業も継続事業です。おさかな増殖事業は、NPO等が行う放流への助成や、釣り人に人気のあるワカサギを増やす取組を行うものです。外来魚・カワウ駆除対策事業は、駆除や繁殖抑制業務の委託費と再放流禁止の啓発を行うものです。</p> <p>以上で本年度の生産振興課予算の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続いて水産研究所からお願いします。</p>
水産研究所	<p>水産研究所は試験研究及び成果の普及と指導と、漁業法に基づいた許認可事務を行っている水産現場の総合的な機関です。</p>

	<p>まず、さかなを育てる、養殖関係の研究については、キンギョヘルペスウイルス病の魚病対策や、手軽にできるメダカの生産方法の開発、キンギョやコイの品種改良や、循環陸上養殖施設でドジョウの試験研究を行っています。</p> <p>次に、さかなを増やす・まもる、河川関係の研究については、コイヘルペスウイルス病に対応したコイの放流手法の開発や、今年度からワカサギ卵をふ化器で発眼卵まで養成してから放流する試験を行っています。</p> <p>最後に普及指導については、魚病講習会や一般県民を対象としたふれあい講座を開催して、試験研究のPRを行っています。水産研究所の概要は以上になります。</p>
議長	<p>ただいまの説明で質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>先日ニュースで、遺伝子組み換えメダカの販売で逮捕者が出ていましたが、隣接する漁協や市場でそういうものが流通した場合に区別がつくものですか。またそういったものを扱っていないことを説明できる体制が必要なのではないかと思います。</p>
事務局	<p>遺伝子組み換えメダカの件については、報道がされた後すぐに、水産研究所がメダカを扱っている仲買業者と出品生産者にあたりまして、そのような魚の取引実績はないことを確認しました。</p> <p>外来生物法に該当する魚、エビ類、水草については、外来生物法の改正の度に、環境省のパンフレットの掲示をお願いするなど、指導を行っています。</p>
議長	<p>現状ではなんとか食い止めて、事前に対策も行っているということですね。</p> <p>私から1つ質問です。魚影豊かな川づくり推進支援事業は、埼玉県が目玉の事業かと思うのですが、予算の削減をみるとそのように見えないと思いました。知事は本気なのでしょうか。川の国埼玉を掲げていると聞いたのですが。</p>
事務局	<p>本気でないということは一切ないですが、全体の予算が厳しいなかで、事業予算を調整していった結果です。川の国埼玉を掲げており、植樹祭でも川の話もありますし、こちらの担当課としては事業予算を確保できるように進めてまいります。</p>

議 長	<p>おさかな増殖事業のNPOへの放流の助成については、50%の補助を行っているとお聞きしましたが、特にこの予算を大きくしていくべきと思います。県の職員の力だけでなく、県民の力を借りる方法を考えて広げていかないと。川の国埼玉となるような取組、姿勢をお願いします。</p>
委 員	<p>おさかな増殖事業はすべて県費とのことですが、国で活用できる制度はないのでしょうか。ないのであれば、国に制度要求すべきです。増殖の支援は、内水面漁業の中で一番大事だと思いますので、県の方から国に制度要求していただきたいと思います。</p>
議 長	<p>県で事業の推進をお願いいたします。 続きまして、報告事項の(2)「内水面県の増殖手法について」、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>内水面の増殖手法について御説明いたします。</p> <p>前回の委員会で委員さんから、生息環境を整える行為を増殖と認めるかどうか、他県の内水面の増殖事例を御質問されました。そこで、関係する内水面県に照会をかけて取り纏めたところです。</p> <p>各県の目標増殖量では、放流と産卵場の造成を増殖事業と認めていると回答を得ています。</p> <p>目標増殖量は県の特徴を表しています。</p> <p>茨城県では、非常に多くの魚種を対象としています。栃木県では、ヒメマス、ブラウントラウト、ブルックトラウト、ビワマスなどが漁業権魚種となっており、神奈川県と山梨県では、オオクチバスを漁業権魚種としており、放流や産卵床造成といった増殖をしています。</p> <p>次に、魚類資源の保護・増殖に向けた環境改善事例を御紹介します。まず石倉の設置です。石倉は本来、積み上げた石の中に隠れた魚を網で囲って魚を取るという1つの漁法でした。魚を取らなければそのまま魚礁になるので、隠れ場の少なくなった河川で、カワウ対策にも非常に効果的で、都幾川の事例では一基の石倉にウグイ、オイカワなど約7魚種、約3000尾の魚が隠れていたという報告があります。</p> <p>ヨシ帯の造成は、滋賀県とか茨城県の事例です。護岸工事によりヨシ帯が消失したところに、新たにヨシを植栽するものです。これはコイ、フナなどの産卵場所、稚魚の育成場所として活用されています。</p> <p>次に、水田地域の活用で、水田はナマズ、ドジョウ、フナなどの産卵場所または稚魚の育成場所として有効ですが、土地改良により、田面と水路</p>

	<p>に高低差がつくと魚が行き来できなくなります。そのために水田魚道を作って、水路と田面を魚が行き来しやすくするとか、大規模な場合は、水路そのものの水面を田面と合わせて、魚が行き来できるようにするような事例が行われています。</p> <p>次は簡易魚道で、魚道のない堰堤などで主にアユの遡上期に合わせて設置するものです。塩ビ管を半分に切ったものを足場パイプなどで組んで設置したものなど、様々な形が考案されています。落差や水量を整えればアユ以外の魚種に利用できるものもあります。</p> <p>最後に岩盤河床に間伐材を利用した木工沈床を設置する事例です。砂利や石が完全に流出して、岩盤が露出した河床では餌となる水生昆虫がなく、魚がいなくなってしまう。この岩盤を掘って、丸太で組んだ箱を沈めて、さらにその中に巨石を詰めた木工沈床という方法です。設置場所では、周りに土砂や砂利がたまるようになり、2、3年経つとアユ、カジカ、ウグイ、シマドジョウなど、多数の魚が観察できるという結果がでています。</p> <p>河川で魚の生息環境を整えるということは、水産分野だけではなくなかなか進まない現状です。河川管理や土木関係、環境関係の部局と一体になって行っていくことが重要だと思います。本件の事例も参考にしながら、魚が棲みやすい川づくりを進めていきたいと思っています。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明で御質問等あればお願いします。</p>
委 員	<p>全国を取組を調べていただきありがとうございました。</p> <p>環境改善事例に挙げていた、水田地域の活用は、フナやコイやモロコにはとても重要なことだと思います。</p> <p>農業者の方に、水田魚道を設置する環境改善の事例があることを紹介していただけると、取り組んでみたい農家の方にも情報が届くのかと思いました。自治体が行う環境整備でも、ぜひ色々な配慮をして取り組んでいただいて、魚を増やす活動をしてもらえたらと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。その他にございますか。</p>
委 員	<p>他県でコイの放流をしていると記載がありますが、コイヘルペスウイルス病の問題をクリアした放流手法があるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>埼玉県では、全域でコイの持ち込み持ち出しを禁止していますが、他県では一部地域でコイの持ち込み持ち出しをしている状況です。聞くところ</p>

	によると、漁協の強い意向があったため、委員会指示の無い水面で放流事業をやっているとのことでした。
議 長	よくわかりませんが、放流できるのですか。
事 務 局	県によっては、制限がかかっていない水域を持っているところもありますので、そちらでは実態に合わせて行っているようです。
議 長	また詳しく教えていただきたいと思います。
議 長	続きまして報告事項の3「 日本一早いアユの解禁について 」、水産研究所からお願いします。
水産研究所	<p>報告事項の3「日本一早いアユの解禁について」報告させていただきます。</p> <p>秩父漁業協同組合では、昨年と同日の4月29日にアユの解禁が行われて、今年も日本一早いアユの解禁となりました。</p> <p>水産研究所では、昨年の日本一早いアユの解禁日に、釣り人の実態を把握するためにアンケートを行っており、今年度もアンケートを行いましたので報告させていただきます。</p> <p>今回のアンケートは、73名の釣り人に聞き取りを行いました。</p> <p>性別は男性が97%、女性が2%でほとんどが男性であるという結果でした。年齢は、50代から70代以上が全体の約7割を占めていました。</p> <p>次に釣り人の住まいは、令和4年は県内が53%であったのに対し、今年は41.7%で、県外の方の割合が増えている結果でした。</p> <p>次に「秩父漁協でアユ釣りをするのは初めてか」尋ねたところ、75.3%が「初めてでない」と回答しました。続いて「昨年の解禁日にも釣りに訪れたか」尋ねたところ、65.8%が「昨年も訪れた」と回答したことから、リピート率の高さが伺えました。</p> <p>次に、アユ釣りの経験年数については、30-39年と回答した人が30.1%と最も多く、次に0-9年と回答した人が23.3%と続きました。</p> <p>次に年間のアユ釣り回数ですが、30-39回と回答した人が23.3%と最も多く、次に20-29回が19.2%、次に60-69回が15.1%と続き、年間30日以上アユ釣りに行く方が非常に多い結果でした。</p> <p>次に、解禁情報の入手先について尋ねたところ、一番多かったものは漁協のHPで31.9%、次に友人・知人から聞いたが30.6%でした。昨年と同様に、インターネットを通じて知る方が多い結果でした。</p>

		<p>釣り人の人数は午前9時の段階では163名となり、アユが釣れる場所全体に人がいる状況でした。</p> <p>次に1時間あたりに釣れたアユの数ですが、今年は2.04尾と昨年と同じ値でした。6月1日には、秩父漁協以外でもアユ釣りが解禁しますので、また調査データを集めていきたいと考えています。以上です。</p>
議	長	<p>ただいまの説明で何かご質問ありましたらお願いします。</p>
委	員	<p>解禁日の釣り人の年齢は40歳代以上が多く、30歳代以下が少ないことや、40歳代で経験年数が少ない人が多い結果を見ると、30～40歳代でアユ釣りを始める人が多い印象を受けます。レジャー白書のデータでは40歳代、50歳代は余暇活動としての釣りの参加意向が高いことから、30～40歳代ぐらいの人を対象とした、参加を促すようなイベントがあるといいかなと思いました。</p> <p>また、時間あたりの釣獲尾数が、令和4年、5年は減っているように見えるけど、その分釣り人数は増えてるわけだから、トータルで釣れている数が増えているようなデータの出し方ができるのかなと思いました。釣れた資源量で表すと、漁協も頑張っていることがわかる数字が出ると思うので、分析の方法を工夫していただけたらと思います。</p>
議	長	<p>どうもありがとうございました。ほかにありますか。</p>
委	員	<p>私の個人的な考えですが、アユ釣りは非常に道具が高価で、一式揃えると30万から60万とか、高いもので竿1本で50万円とかかかります。40歳代ぐらいの年齢層は、子育てがそろそろ手が離れるといった時間的余裕と、金銭面にも余裕がでてくるため、釣りを始めるといった理由もあるのかと思います。</p> <p>解禁日の釣り人の数ですが、人の出入りがあるので数を把握するのは難しいですが、昨年の解禁日の日釣り券の売り上げ113枚で、今年は176枚で、約1.5倍程度増えている計算です。</p> <p>おとりアユの売り上げも、去年が402尾で今年が606尾でした。単純に考えても昨年の1.5倍くらいのお客さんがきていたものと認識しています。</p>
議	長	<p>どうもありがとうございました。釣り人が増えて、収入が増えた分、またさらに放流量を増やしていければいいですね。</p>

議長	本日用意された議題が全て終了いたしましたので、これにて議長の任を解かせていただきます。委員の皆様、本日は貴重な御意見をありがとうございました。
事務局	委員の皆様には、本日は、慎重な御審議と貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第 419 回内水面漁場管理委員会を終了させていただきます。 尚、次回 420 回の委員会は 8 月上旬を予定しておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。